■ 農業委員会 ■

農地制度が変わります!

- ●平成21年6月24日、「農地法等の一部を改正する法律」が公布されました。 21年中には、「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法等が施行され、 新たな農地制度がスタートします。
- ●新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、 ②農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

改正のポイントは・・・

農地を貸したいんだけど・・・

●農地を利用できる者の範囲が拡大され (一定の要件を満たす必要があり ます)。 農地の借り受け者の範囲

(改正前)

生産法人

(改正後に追加) 常時従業者以外の個人

法人以外の 法人

●市町村等が農地所有 者から委任を受け代 理して担い手に貸付 等を行う事業が新設 されます。

耕作しないでいると・・・

地に対する指導が

- ●すべての遊休農地が指導の対象となり
- ●遊休農地の所有者等に対しては、農業

農地を相続する場合は・・・

農業委員会への届出が

必要になります

●相続等によって農地を取得した人は、

●届出をしなかったり、虚偽の届出をす

●耕作できない場合等は、農業委員会

から貸し借り等のあっせんを受ける

ると、10万円以下の過料に処せられる

なります。

なります。

ことになります。

ことができるように

農地のある農業委員会へ届出が必要に



違反転用に対する罰則が 化されます

- されます。
- ●都道府県知事等に よる行政代執行制

事項	現 行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用におけ る原状回復命令 違反	6ヵ月以下の懲役または 30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

- ます。
- ●農業委員会が、年1回農地の利用状況
- を調査します。
- 委員会が指導・勧告などを行います。



度が創設されます。

事 項	現 行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰
2)違反転用におけ る原状回復命令 違反	6ヵ月以下の懲役または 30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰

許可なく転用してしまうと・・・

●違反転用等に対する処分・罰則が強化

詳しくは、広野町農業委員会 ☎ 27 - 4163 へお問い合わせください。

委託を受けた民間事業者が、

務先の会社名等を聞い たり、 預勤

険料控除の対象となります。額が所得税・市町村民税の社会保

国民年金保険料を社会保険料控

国民年金保険料は、

納付

た全

してくださ

この場合

(国民年金保険の場合、ご家族

の社会保険料の額と合算して申告年末調整等の手続きの際にご自身

税等の控除対象となります

ので、

開設月日

12月3日(木)

12月4日(金)

12月6日(日)

12月7日(月)

12月7日(月)

12月8日(火)

12月8日(火)

額の全額が納付

した方の所得

金保険料を納付-義務があります。

した場合は、その。ご家族の国民年 した場合は、

主及び配偶者も連帯して納付する

人だけではなく、

その世帯の世帯

国民年金保険料は、

被保険者本

開設場所

楢葉町保健福祉会館

いわき市文化センター

富岡町文化交流センター

浪江町役場

広野町役場

双葉町役場

大熊町公民館

して納付

控除の対象

国民年金保険料は社会保険料

個人情報の取扱につ りません。

限られて のは、

います。

現金を受ける納付書をおお

ちでない場合に、

受領書を発行することは

国民年金保険料をお預かりする

書」をは「社会保険料)控除証明年金保険料)控除証明には「社会保険料(国民

納付書をお持ちの場合に

戸別訪問での応対について

問平社会保険事務所

(国民年金担

日までの間に初めて保険料を納付

に同様の証明書が送付されます。する方については、翌年2月上

月上旬

60歳到達月の?

月前に送

をお願い

いたし

ます

た場合など、

10

月1

日から12月31

月前に送られてきま 同じく受給年齢になる3

相談所開設一覧

時

顔写真入り

Ó

「納付督励員証明

書

を提示-

します

「社会保険庁から、

国民年金保

☆社会保険庁ホ-(社会保険庁ホ-

23

ムペ

ージ

●国民年金保険料は世帯で連帯

http://www.sia.go.jp/

る、株式会社オリエントコーポ険料の収納業務を委託されてい

ョン

の〇〇です。」と名乗

●注意事項 続きの勧奨業務 民年金保険料未納者への保険料の

電話、

文書、

戸別訪問による国

漏洩、

複写等を禁じるなど厳格

金保険料額と、

年内に納付が見込

まれる場合の納付見込み額です。

30日までの間に納付され

た国民年

て訂正

いたします。 上から2段目、

まし

お詫び

所が開設され

相談は無料で、

秘密は固く守ら

前10時から午後3時まで特設相談

12月7日は広野町役場にて、

午

10

最初

から5行目

(誤)

●開催時間

お気軽にご相談ください。

れます。困りごとや悩みごとなど、

契約書等で、目的外使用や閲覧

の取扱規定、

本事業に係る委託

法律第57号)」や社会保険庁独自

送付されます

ラ期間」

はありませんか』

『年金をあきらめないで

「 力 に

2009年10月号に掲載の

証明内容は、

が社会保険庁から毎年11月上旬に

事業内容

ション

(本社:東京都千

代田区麹町

丁目2番地1

7

2

受託事業者

式会社オリエントコ

| ポ

情報に限定

しており、

さらに取

となる国民年金保険料の未納者

納付督励を行ううえで必要

行する控除証明書と同様に、

した国民年金保険料の額

【お詫びと訂正】

を

「人権週間」

と定め、

人権擁護

連合会は「人権デ

と定められ

法務省および全国人権擁護委員

た12月10日を最終日とする1週間

委員が特設人権相談所を開設

扱事業者に対しては

「個人情報 (平成15年

金保険料)控除証明書」

(ハガキ)

を証明する「社会保険料

(国民年

の保護に関する法律

に委託しています 突業務を、民間事 納業務および免除 国民年金保険

工 業 等料日 者勧収か

国民年金保険料納付のご

ご案内を

年金保険料の額を証明する書類の

(納付見込みを含む)

した国民

問平社会保険事務所

る民間事業者

 \mathcal{O}

9担当者氏名

個人情報をお尋ねすることはあ

する等、

月1日から12月1

日から12月

31日までの間に納

る場合は、

毎年

の申告書に添付等する必要が

あり

福島地方法務局

民間事業者に提供する個人情報

社会保険庁に登録されます

毎年11

月上旬に送付

http://www.sia.go.jp/

ホー÷ ー 23 ムー - ペ・

ジ

5 6

「人権週間」で

で10 す日

このため、

生命保険会社等が発

平社会保険事務所

納付督励及び保険料免除等申請手

※不審な電話があ

たら、

●2月上旬に送付される場合

な安全措置を講じています。

寄りの社会保険事務所へご連絡

19 広報ひろの

☎024—53: 問福島地方法務局-

人権擁護課